

第二章 創業の歩み

一 開拓使の経営

明治維新の大業になると、明治元年三月明治天皇は蝦夷地経営の方策について御諮詢があった。この時、朝廷諸卿の建言によって蝦夷地の防衛の必要と拓殖の要地であることを認めて函館裁判所（函館府）の開設となった。函館裁判所総督および函館府知事は清水谷公考で、松前藩主は第十八代松前徳広、館藩知事は十九代松前修広であった。こうして明治新政による経営の第一歩を踏み出したのである。

戊申の役が起こると幕府脱走軍を率いた海軍奉行榎本武揚は、函館五稜郭を根拠に叛乱を起し約半歳にわたってこれを占領した。やがてこの騷擾は平定され、ここに国防の見地から蝦夷地開拓の方針を革正し、その機関として明治二年七月開拓使を設置し、佐賀藩主鍋島直正が初代開拓長官となった。

1 命名日高国

明治二年八月十五日、蝦夷を改めて北海道と称し十一国八十六郡に分割し国名・郡名を定めた。それに伴い従来の七領（七場所）は七郡というようになり日高国と称した。これらの名付親は松浦武四郎である。そして日高国を開拓使の管地とした。

また場所請負人制度を全廃し、長い間の積弊を洗除した。これこそ新時代を迎えての曙光であった。そして七郡を藩寺の支配とし分治の方策を採った。

郡名	管轄	奉命	罷免	備考
沙流	仙台藩（西半分）彦根藩（東半分）	仙根 明治二・一〇	明治四・八八	
新冠	徳島藩 稲田邦植	徳島 明治二・三八	明治四・八三	
静内	増上寺 稲田邦植	増上寺 明治二・一〇	明治四・八〇	
三石	本庁（開拓使）	明治二・八	本庁	
浦河	鹿兒島藩	明治一・九	明治三・一〇	
様似		明治一・八	本庁	
幌泉	本庁（開拓使）	明治二・八	本庁	

明治三年、移民の増加に伴い東蝦夷地御親料の規則が施行された。即ち移住民に対する扶助法である。

明治四年、本道開拓の方針を定め、前記の分治策は概ね実績が挙げずかつ批判も多かったものでその支配を廃止して、札幌に開拓使庁が置かれ日高はその管轄となった。国名の日高をもつてする。日高は東蝦夷の都会とされる。

この年温暖な氣候に水産資源の豊かな日高の地を慕い安住の希望をもって内地人の移住するものが次第に多くなって来た。

浦河郡西舎に長崎県、杵臼に熊本県の農民、東静内に淡路・稲田の家臣、新冠に滋賀、門別に仙台・淡路・彦根の士民がそれぞれ移住した。

こうして原始の林に、海辺に、河岸に立ちのぼる炊煙が幾条も幾条も数を増していった。これこそ拓けゆく東蝦夷地日高の黎明であった。前記の移住民に対する扶助法も万全を期せられ、安んじて開拓の仕事に精魂を打ち込むよう計画されていた。

2 行政機関の推移

（附日高の地誌）

明治五年九月開拓使浦河支庁が設置され、日高はその管轄に属した。そして幌泉海関所が廃止となり浦河支庁幌泉出張所と浦河支庁静内出張所・広尾出張所・門別出張所が設けられた。支庁主任に開拓使七等出仕として三好清篤が任ぜられた。彼こそは沙流入地の隊長三好五郎その人である。

なお、札幌開拓使庁は札幌本庁と改めた。

十月各支庁主任大会が札幌に開かれ、この席上三好清篤の提言は日高開発を培った先人の声として傾聴に値する言であるが故に右にこれを掲げて置く。

支庁主任会議に於ける三好清篤の提言

(明治五・十月十一日)

七等出仕浦河支庁長(主任の意)三好清篤の提言は会議席上その定額を計らず、空想的設計の故を以て一笑に附されているが、之を靜かに考えればまた其誠意の進るものがないわけではない。当時浦河支庁各郡の官吏等は各其開拓の意見を提出している。荒城重雄・永山盛弘は連名を以て、移民をして郷里同様の念を發せしむる様勢むべきこと。産物会所を開き密売を防止すべきこと、築港の事、移民並にアイヌの教育を興すべきこと等を提言し、佐中敷常は「婦人募論」と題し住民に婦人少く殊に壯年独身者の多きにより永世の住者の志定まらざるを以て婦人を分与一戸をなさしむべしと説き、十五才より三十才までの婦人三百人の旅費給料等總計金一万七千余円を計算している。其他常備米の事、染遇川堤防の事、漁夫には出稼を廢し良漁夫の移住を奨励すべき事、馬溜圃を設くべき事、國泰寺廻轉僧廢止の事、猿留繼立所設置の事、新聞局を創立して管内物産、日々の晴雨寒暖、其他御布告・建白・勸懲の事件を報道せしむること。

写真を靈位とし祭祀する風を養うべき事、御巡幸を翹望する事等各人熱心に陳べたてている。

明治六年五月、浦河支庁主任官として北垣國道が任命された。彼は新冠牧場の整備とアイヌ救護と浦河築港の計画に尽瘁したが、翌年三月樺太に転出したことは惜しかった。

しかし乍ら彼の在任中の日高開発に対する卓見と抱負はやがて日高の父として敬仰された西支庁長時代に着々と実現されたことを思う時、彼によって日高開発の礎石が築かれたと言うべきである。

六月、記録・民事・工業・刑法・會計・學務・物産の七局を置き課・掛を設けた。

明治七年、北垣の後任には大主典朝山頼實が任命されたが、五月浦河支庁が廢されて札幌本庁の直轄となった。そして六月浦河出張所が設置された。

北海道開拓使控

支庁廢止行政

引渡書 浦河支庁諸書類 明七正本

浦河支庁 開拓使五等出仕北垣國道より

本庁 開拓大判官松本十郎宛

右の内「行政引渡演説書」と「官員配置録」の抜萃

浦河支庁、行政引渡演説書

移民風俗勤惰ノ事

○一、浦河郡杵臼村肥前天草ヨリ移ル農民二十一戸開墾畠三十一町九畝二十一歩、此民風俗淳朴勤勉力作自立ノ緒ニ就キ扶助満期ニ及ブニ至テ敢テ苦情ヲ吐ク者無シ、就中六農アリ、曰ク本巢甚三郎曰ク荒木清吉曰ク大道千八曰ク高尾岩平曰ク中村喜兵衛曰ク小泉和平協力最モ産業ニ勉ム、六戸諸金一千余金、甚三郎ノ開墾地既二四丁歩ニ及ヒ候、惟槌太郎・菊五郎ノ両情夫有之候。

○一、浦河郡西倉村肥前大村ヨリ移ル農民二十四戸開墾畠二十四町七段七畝〇三歩、此民農業ニ勉メ淳朴ノ者過半ト雖モ杵臼村ニ比スレバ乙タリ、扶助満期ノ後活計如何ヲ疑フ者七・八戸有之趣ニ候得共扶助後ノ勤惰ト勸奨トニ依ルヘキ事ト存シ候。

○一、浦河郡杵臼村農本巢甚三郎・小泉和平、靜内郡幕別村竹内太十郎・目名村農三沢岸五郎、沙流郡平賀村農互野留作等ハ一家親睦農務勉勵他ノ模範トモ可相成者共ニ付、事実上申相当ノ御賞有之候ヘバ、一同感激益々奮勵衆民勸奨ノ一端ニモ相成可申ト兼テ存シ込候条、尚御熟察ノ上可然御處分有之度候。

外国人通行ノ事

一、勅人「アルノルド」外一人昨年十一月無鑑札ニテ当庁下潜行ノ処、途中ニ於テ取押ヘ相札候得バ、陸地根室ヲ經テ「フライデラストク」ヘ渡海之有意ニ有之旨申立、我カ国法ニ背キ不都合之次第其旨函館支庁ヘ添書ヲ以付添人差添同處迄護送為致候、然ニ外一人ハ途中ニ於テ人馬其外貨錢無私ニテ通行候ニ付、右一切ノ費外国人ヨリ為払候ハ無論、且右ニ付出張官員御雇護送人旅費給料等之鑑モ外国人ヨリ不為払ハ、同庁外事課ノ入費ニ可立ハ至当有之、外国人途中諸貯金高当庁取替ノ分二円五十五錢七厘五毛、駅取替分二円五十二錢六厘一毛、官員其ノ他ノ旅費給料当庁取替ノ分百六十円十一錢五厘夫々可差越(訴え出る)旨同庁ヘ掛合有之…………略

浦河郡民幌別川鮭漁ノ事

一、浦河郡幌別ノ鮭ハ、西倉杵白面村ノ移民及ヒ同川筋ノ土人一統漁事為致、諸入費差引殘金凡見込五百円ヲ以年々積貯シ、不時凶荒ノ時村民教育ノ一助トモ可為致見込ニテ、昨年十月ヨリ差許シ漁事相始居候、尤漁事ノ窺ハ副戸長組頭等取扱申付、漁事中ノ日民事課出張検査捌方ハ産物係立合ノ害ニ有之候。

日高十勝鉾破ノ事

一、鉾破ハ日高国静内郡ハ石炭、沙流郡大理石、様似郡砂金、十勝国砂金ノ類物産係ノ報文ニ委シ候。
獄室捕亡取扱ノ事

一、支庁開置以來未ダ獄室捕亡吏ノ設ケナク、仮建ノ獄室ハアレ共造営廉ニシテ用ニ適セズ、刑人ハ往々本庁ニ護送シ、其都度数十里旅費雇錢ヲ費シ不都合モ俾有之ニ付、獄圖及ヒ見込書ヲ添へ御庁へ御問合及ヒ候処、兼テ次官殿御達ノ御主意モ有之、東京問合ノ上ナラテハ指図ニ及ヒ難キ旨御回答有之、其後三月中朝山大主典・荒城権中主典上京ノ御事情上申致候へ共、其可否未ダ致シ来ラズ、其内報知有之害ニ候。

公布施行未済ノ事

一、本年三月二十八号区戸長身分官吏ニ準スル云々ノ公布アリ、尚又当使第六号区戸長惣代月俸取極相成候処、折柄廳庁引渡方ノ為メ取調不出来未ダ施行不致候、当管内ハ精々金額不相蓄様兼而適宜ノ方法相立、戸長ハ本庁規則通月給七円、副戸長月給三二分チ一等五円、二等三円五十錢、三等二円、然シテ土人取締ヲ兼ネル者ハ年俸十円ヲ増給シ、又別ニ土人取締ノミヲ専務ノ者、月給八二分チ一等二円、二等二円各皆戸数ノ多寡事務ノ煩簡ニヨリ配置ノ規則アリ、此上可然御處分有之度候。

産物掛海産取扱ノ事

一、産物掛ノ窺ハ浦河・様似両郡海産取扱ノ名目ニシテ、壬申開庁ノ節函館物産局ヨリ引統キ全ク民挙ニ属スベキ者タレバ、私法ノ体裁ニ致シ、年々其掛ハ官員定税金上納致シ之レヲ會計へ組入レ候ニ付、此ノ業ヲ人民ヨリ願受ケ候節且商法中詞訟ノ節等一切支庁會計帳簿上ニ關係無之候。巨細へ産物掛引渡シ、諸帳簿上ニ判然明了有之候、則同掛諸帳簿目録演說書二冊御引渡申候、但シ産物掛ハ一時不得已ノ舉ナリ、故ニ良商在之ヲ引受候節ハ速ニ引渡ス良策トス。昨年榎本ハ兵衛計算難シヲ以テ辞シ、其後可然良商ノ之レヲ願者無之無挽支庁ニ属スル者ニ付、当年ヨリ両郡ノ鮭漁ヲ煙製ニ為シ輸出致シ候へバ、一万円前後ノ利益ニ相成リ可申追々ハ開物ノ本ヲ起スノ一端トモ相成リ、就テハ其利ヲ見テ有財ノ良商競テ願受可申見込ノ処、今般廳庁ノ上ハ可然御處分有之度候。

候。

移住人扶助期限並士族拝借金ノ事

一、浦河郡募集農夫現今戸数四十五戸人員百八十五人、去ル辛未五月十三日移住以來御規則扶助給与ノ処、本年六月十日満限相成、開墾料ハ移住後百八十八円下付残り未タ下付不致有之。(略)

佐藤清一郎出訴ノ事

一、明治五申年、権中主典荒城重雄・使掌安藤利常ヲシテ沙流・浦河両郡移民家作為手配、秋田県下羽後国秋田ニ至ラシム。切組ハ堺清兵衛ニ請合セ、運送ハ佐藤清一郎ニ申付、追々運輸ノ処、其間風浪ノタメ難破、或ハ滯船及荷揚ノ上空船帰帆ニテ、多分ノ損失難渡ノ訳ヲ以テ切ニ増金ヲ出ルモ、本源ノ運口明ナラス取調中、御庁ニ訟願シ、遂ニ安藤利常モ出札、双方御取札ノ上、去西六月利常一同御差廻シニテ、猶諸課申談詳細調査シ、安藤利常秋田ニ於テ増金聞届ノ株六百四十七円五十錢ハ下付、其他昆布、秋鮭積取直段不引合空船帰帆難渡等ノ件、今惘然ナルヲ以テ、色々取調中届捨テ発足今其俣ニ相成居候。

浦河支庁出張所位置官員配置録

浦河支庁 日高国浦河郡浦河村

日高十勝両国ヲ統轄シ浦河・三石・様似三郡ハ直ニ当庁ヨリ所管シ他ハ出張所ヲ設ケル左ノ如シ

主 任	五等出仕	北 垣 国 道
庶 務 課	大 主 典	朝 山 頼 營
	権 中 主 典	小 笠 原 久 恒
簿 書 掛 兼 務	権 中 主 典	荒 城 重 雄
全	十五等出仕	三 吉 笑 吾
民事課兼務	大 主 典	朝 山 頼 營
	十四等出仕	仁 木 信 義
会 計 課	権 大 主 典	喜 多 村 儀 嗣
	少 主 典	木 村 義 孝

兼務	十二等出仕	沢口永将
產物掛兼務	十四等出仕	戸倉良哉
	權大主典	喜多村儀嗣
刑法課	十二等出仕	沢口永将
	權中主典	荒城重雄
医員	御用係	平泉広厚
	御用係	花田太淳
様似在勤	十四等出仕	佐中敷常
靜内出張所	日高国靜内郡下下方村	
所轄	靜内・新冠両郡	
在勤官員	權中主典	池田易直
牧場専務	十四等出仕	安藤利常
	十五等出仕	千葉一平
	御用係	土屋祥蔵
	医御用係	吉田誠三
沙流出張所	日高国沙流郡門別村	
所轄	沙流郡	
在勤官員	十二等出仕	矢野惟理
	十四等出仕	武田則愛
	医十四等出仕	吉川昌行
幌泉出張所	日高国幌泉郡幌泉村	
所轄	幌泉郡	

在勤官員	少主典	会田幸高
	十四等出仕	加納俊正
	医十二等出仕	佐野順
	御用滞在	蘆沢光憲
広尾出張所	十勝国広尾郡茂代呂村	
所轄	十勝全国	
在勤官員	十四等出仕	酒井忠郁
		以上

(参考)
今般浦河支庁を廢し本庁へ合併自今浦河出所と改称云々
昭和七年六月十日

開拓大判官 松本十郎

なお明治七年六月改定区画について北海道志卷一の布令一覽表によるものを記して置く。
明治七年六月管下日高十勝両国大小区画を改定す。

日高国	第一大区	浦河郡	小区	三
	第二大区	三石郡	〃	一
	第三大区	靜内郡	〃	二
	第四大区	新冠郡	〃	一
	第五大区	沙流郡	〃	三
	第六大区	様似郡	〃	一
	第七大区	幌泉郡	〃	二

この年本道開拓の顧問ケブロン氏が日高の殖民地を巡回しているが、開拓に種々と示唆を与えられたことは見逃してはいけない。

なお、左記の文献に日高の地誌がのっているが、支庁廃止のこの年の日高を知るため敢えて次に摘録して置く。
北海道地誌要領 開拓史篇 (明治七年)

日高国 (港湾・岬角・名山・大川・大社・巨利は省略する)

郡数 沙流 (十八村) 新冠 (十村)

静内 (十六村) 三石 (八村)

浦河 (二十村) 様似 (二十三村)

幌泉 (九村) 合数七郡百四村

戸数 千六百七十七 寄留 四千六百三十四

内訳 土著 平民 寄留 土族 二十四

人口 六千二百二十七 男 四千五百八十一 女 四千五百八十一 寄留 平民 三十四

内訳 土著 平民 寄留 土族 千零九

歳額 物産高 四万八千五百零五石六斗零二合七勺七才

租税総数 一万二千三百七十七石八斗六升二合五勺三才

学校 沙流郡太村 学校 静内郡目名村

駅路 札幌道 浦河 五里十六町 三石 三三二丁

静内 四里 新冠 六里

沙流 九里 勇弘 七里

千才 十二里二丁 札幌石狩国

十勝道 浦河 三三十七町 様似 六里二十九町

幌泉 七里八町 五十四間

当縁十勝国 猿留 七里六町

畜産 馬千二百一十八 牝 八百二十九

船数 千零十二隻 但大小共 五百九十九

物産 鮭・鯡・昆布・鰺・布海苔・鹿・海岸・鮫・鮎

明治八年、開拓使は日高方面のアイヌに対して漁場を割渡した。また戸長役場がこの年三石に設置された。これは日高管内最初のものであって、戸長は警察官の職務を兼ねたものであった。

明治九年、浦河支庁が七年に廃され、札幌本庁直轄となって各出張所が設置されたが、九年四月各出張所が廃され浦河・幌泉・静内三分署が置かれた。

この年七月アイヌに姓氏を用いさせ、又十二月口のいれずみや耳環を禁じた。

九月、本・支庁ともにさきに設定した大小区画を改め、全道を大区三十六、小区百六十六とした。この大小区画調の詳細は明治九年布令録乙第七号九月八日北海道大小区画調に誌されている。

なお北海道の地租に関する規則を定め、地価百分の一をもって地租とした。さらに開拓使地券発行条例が公布された。

明治十年五月、国税・地方税をつくった。

また、大小区に総代人を置きその選挙法を定めた。この頃から様似・浦河・静内三ヶ村を三場所と称して、それぞれ産物を請負わせた。

六月、函館支庁構内に相場会所を設け物価の高低を審査した。

十二月、北海道地方発行条令を發布した。

明治十一年一月、北海道国・郡全図ができた。

三月、漁業資本貸与規則が設けられた。六月、小区に二人〜四人の総代人を公選した。

この年地方の便宜に従って区町村会が開設されるにいたった。

明治十二年七月大小区画を廃して郡区町村を編制し(郡区町村制公布)郡役所が設けられ、日高は東西に分治された。

即ち、三石西四郡と十勝七郡を管轄する郡役所は浦河に設け、初代郡長は山田謙である。静内以西沙流・新冠の諸郡管轄の郡役所を胆振国勇弘に置いた。

明治十三年六月、日高国赤心社神戸において創立、七月、郡役所戸長役場を開設し、小区総代人をやめて郡区総代人を公選し、新たに官選された戸長に協力させた。

各郡の戸長役場は次の通り設置された。

幌泉郡○近呼・笛舞・幌泉三村

○麻野・猿留二村

○歌別・歌露・油駒三村

○小越村 の四戸長役場

様似郡 様似村外五ヶ村戸長役場

浦河郡 浦河村外十ヶ村戸長役場

静内郡 新冠郡の戸長役場静内村に

沙流郡各村の戸長役場佐増太に

この制度は札幌県の時代から道庁時代を経て、昭和三十年北海道区制二級町村制が發布され郡役所を廃し、浦河支庁復活設置まで継続した。

明治十四年日高赤心社が移住し、浦河郡の開墾を企てた。それ以来農業が漸く振興し、淡路その他諸国人が移住した。ここに明治十四年の日高各郡の戸口を表示するが前掲の七年当時と比較してその推移に思いを新らたにするものがある。

郡名	戸数	人口
沙流郡	四五六戸	二〇四〇人
新冠郡	一四〇	六四〇
静内郡	四六七	二四一八
三石郡	九九	五四一
浦河郡	三一一	一六一一
様似郡	一四一	七四六
幌泉郡	四〇九	一六〇九
合計	二〇三三	九六〇三

二 札幌県の日高

明治五年開拓使は十年計画をたて本道開発の歴史的なスタートを見たのであるが、明治十五年二月これが計画の終了を機会に開拓使を廃し、新たに函館・札幌・根室の三県が設置され、函館、時任為金、札幌、調所広丈、根室、湯池定基を県令に任じ本道の一般行政を司らせた。そして日高は札幌県の所轄となった。

明治十六年農商務省北海道事業管理局が置かれた。この設置は開拓使の廃止に伴って農商務省に殖民・山林・札幌農業学校を、工部省に工場・炭山・鉄道等を、陸軍省に屯田兵をそれぞれ移管したため、これらを統一管理する必要上置かれたものである。

しかしこの一局は前代の施策踏襲のみで新たな計画は見られなかった。加えて三県一局に分立したことはかえって統一と連絡に欠けるところがあった。開拓事業は予想外の不振を極めたのである。

この年早くも経済界は不況をたどり、明治十八年暮にはその絶頂に達したと言われる。

十六年は暴風雪・猛雨・旱魃などそのもたらす災害は大きく、農作物の被害は甚大であり、十七年も前年に引続き旱魃、夏季の冷湿で凶作となり、かくて十五年からの不況と二年連続の不作がこうした不況に及んだのである。

しかし四年越しの不況も年末からは次第に回復の曙光が見えはじめたし、この時代にはアイヌに対し農具や種子を与え農業の指導が行われたので、彼等は昔ながらの漁獵生活の域を漸く脱し、農業生活へと切替えられ一戸、一反から三反までの耕地を所有するようになった。こうして人々の顔は急に明るさを増し新しい年を迎えるに至った。

三 燃える拓魂

1 開発政策と移民

明治二年蝦夷は北海道と改められ十一国八十六郡としたが、これに伴い七領は七郡というようになり、日高は日高国と称し、場所請負人は廃され、日高国は開拓使の管地となり、この頃から移民が増加して行ったのである。

明治四年、開拓使による十年計画の推進と、農業・牧畜に対する洋式技術の導入にもかかわらず、開拓は容易に進捗を見せなかった。